

1. 議事日程（平成29年第3回北広島町議会定例会）

平成29年9月27日
午前10時開議
於 議 場

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 承認第5号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度北広島町一般会計補正予算(第2号)) |
| 日程第2 | 審査報告 | 決算審査特別委員会の審査報告 |
| 日程第3 | 議案第73号 | 平成28年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第74号 | 平成28年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第75号 | 平成28年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 議案第76号 | 平成28年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 議案第77号 | 平成28年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 議案第78号 | 平成28年度北広島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第79号 | 平成28年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第80号 | 平成28年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第81号 | 平成28年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第82号 | 平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第83号 | 平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 議案第84号 | 平成28年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第15 | 議案第85号 | 平成28年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定について |
| 日程第16 | 議案第86号 | 北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第87号 | 北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第88号 | 財産の無償譲渡について |
| 日程第19 | 議案第91号 | 平成29年度北広島町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第20 | 議案第92号 | 平成29年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第21 | 議案第93号 | 平成29年度北広島町下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第22 | 議案第94号 | 平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) |

		号)
日程第23	議案第95号	平成29年度北広島町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第24	議案第96号	平成29年度北広島町電気事業特別会計補正予算(第2号)
日程第25	議案第97号	平成29年度北広島町診療所特別会計補正予算(第1号)
日程第26	議案第98号	平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算(第2号)
日程第27	議案第99号	平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第28	議案第100号	平成29年度北広島町水道事業会計補正予算(第1号)
日程第29	議案第101号	平成29年度北広島町豊平病院事業会計補正予算(第2号)
日程第30	審査報告	請願、陳情等の常任委員会審査報告
日程第31	陳情審査	陳情第24号 平成29年度北広島町行政施策に対する要望書
日程第32	陳情審査	陳情第26号 「核兵器禁止条約」に署名・調印を求める意見書の提出について
日程第33	発議第13号	北広島町議会議員貸与品貸与規則
日程第34	発議第14号	米朝軍事衝突を回避するために日本政府として国際社会の主導的役割を果たすことを求める意見書の提出について
日程第35	発議第15号	農業者戸別所得補償の復活を求める意見書の提出について
日程第36	発議第16号	日本政府に「核兵器禁止条約」への署名を求める意見書の提出について
日程第37		閉会中の継続審査の申し出について(2件)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 浜田芳晴	2番 美濃孝二	3番 真倉和之
4番 湊俊文	5番 敷本弘美	6番 森脇誠悟
7番 宮本裕之	8番 山形しのぶ	9番 亀岡純一
10番 梅尾泰文	11番 室坂光治	12番 服部泰征
13番 伊藤淳	14番 中田節雄	15番 大林正行
16番 伊藤久幸		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	中原健	教育長	池田庄策
芸北支所長	成瀬哲彦	大朝支所長	清水繁昭	豊平支所長	堂原千春
危機管理監	五反田孝	総務課長	古川達也	財政課長	信上英昭
企画課長	畑田正法	税務課長	浅黄隆文	福祉課長	清見宣正

保健課長 福田 さちえ 農林課長 落合 幸治 商工観光課長 沼田 真路
建設課長 砂田 寿紀 町民課長 坂本 伸次 上下水道課長 中川 克也
消防長 石井 雅宏 学校教育課長 石坪 隆雄 生涯学習課長 西村 豊
会計管理者 畑田 朱美 国土調査事務所補佐 中川 俊彦

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松浦 誠 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） おはようございます。本定例会も本日が最終日となりました。本日は、質疑、答弁、採決となっております。質疑、答弁は要点のみ簡潔に行い、採決では、起立なり挙手ははっきり分かるようお願いしておきます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（伊藤久幸） 日程第1、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。本件を承認することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、承認第5号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 決算審査特別委員会の審査報告

○議長（伊藤久幸） 日程第2、決算審査特別委員会の審査報告を議題とします。議案第73号、平成28年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第85号、平成28年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定についてまでの決算関係議案13件については、決算審査特別委員会の審査を付託しておりますので、その結果について報告を求めます。決算審査

特別委員会、大林委員長。

○決算審査特別委員長（大林正行） 決算審査報告を行います。平成29年9月27日。北広島町議会議長伊藤久幸様。決算審査特別委員会委員長大林正行。平成28年度北広島町各会計歳入歳出決算審査報告書。1、審査対象、議案第73号、平成28年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第74号、平成28年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第75号、平成28年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第76号、平成28年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第77号、平成28年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第78号、平成28年度北広島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第79号、平成28年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第80号、平成28年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第81号、平成28年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第82号、平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第83号、平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第84号、平成28年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第85号、平成28年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定について。2、審査期間、平成29年9月14日から9月20日。3、審査の方法、平成29年9月8日、平成29年北広島町議会第3回定例会において決算審査特別委員会が設置され、平成28年度北広島町一般会計、10特別会計、水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、病院事業会計決算認定についての13議案について審査付託があった。よって、9月14日に決算状況について各課から説明を求め、19、20日に委員会において審査を行った。審査は、各会計ごとに質疑、全般の総括質疑、最後に本特別委員会としての採決を行った。4、審査の結果、付託を受けた平成28年度北広島町決算認定関係13議案については、決算審査特別委員会として認定することに決定した。なお、決算審査特別委員会での審査過程では、意見、要望等も出ているので、今後の事業執行及び平成30年度予算編成の中に反映されるよう、強く要望する。平成28年度における我が国の経済状況は、経済再生に向けた緩やかな回復基調が見られ、求人倍率は25年ぶりの高水準になっている。企業は、人材の確保や省力化に向けた取り組みを迫られている。他方で、引き締めつつある労働需給を反映して賃金は上昇しているものの、その伸びは緩やかなものにとどまっており、個人消費も所得、雇用環境の改善度合いに比べて、やや力強さに欠けている。物価については、持続的な物価下落が続くというデフレ状況にはないものの、デフレを脱却し、安定的な物価上昇が見込まれるところまでには至っていない。本町にあっては、本年2月には、本町の憲法ともいべき北広島町まちづくり基本条例、また社会情勢の変化を踏まえながら、協働によるまちづくりを進めることにより、誰もが住みたい、住んでよかった、住み続けたいと思えるまちづくりを推進すべく、これから10年間のまちづくりの指針となる第2次長期総合計画を策定した。また、これまでの定住対策により社会動態で増になるなど、結果が出てきつつある。平成28年度決算健全化判断比率の実質公債費比率は16.3%で、昨年と対比すると改善しているが、将来負担比率は89.5%で、財政調整基金の取り崩しによって、充当可能な財源が減少したことで、前年度からは悪化している。行政類似団体を見ると、まだ下位に位置している。本町の財政状況については、平成21年度策定の第2次行政改革大綱に基づき、集中的な推進が図られた結果、平成28年度決算と合併時を比較すると、普通会計におけ

る町債残高は76億円減少の173億円となり、財政調整基金積立金は約23億円増加の24億円となっているが、5月末では2億6500万円減の21億9000万円になるなど、地方交付税の合併特例加算の縮小など、一般財源の縮小に伴う財政不足により、基金の取り崩しでの繰り入れを行うなど、全体的に財政が厳しい状況にある。本委員会では、14日に主要施策の成果に関する調書を主体として、決算状況の説明を受けた。19、20日、本委員会の質疑で、歳入関係では、各会計とも不納欠損額及び収入未済額に対して質疑が多く出ている。債権管理については、債権管理PTによる全庁的な取り組みが機能し始めているが、公平、かつ公正な行政であるべきところを再確認し、さらなるきめ細やかな債権回収の取り組みを求める。歳出関係では、町から各種団体への補助金の見直しなどによる歳出抑制が必要である。その他、公共施設管理、新規定住と空き家対策、地域公共交通網、環境対策、きたひろ応援ファンド事業、豊平病院事業などの質疑が行われた。少子高齢化が進む中、行政には定住と雇用、住民の生活向上、福祉サービスの充実が求められていることは言うまでもない。本委員会での審査過程の意見等を再度認識するとともに、限られた財源で最大の効果を上げられるよう、町長、管理職及び職員個々がより厳しさを持って事務執行に当たられるよう求めて、報告いたします。

○議長（伊藤久幸） これで委員長の報告を終わります。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第73号 平成28年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（伊藤久幸） 日程第3、議案第73号、平成28年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。最初に、反対討論を許します。反対討論はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第73号、平成28年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。この一般会計決算には賛成するものも少なくありません。例えば、高校生までの医療費助成の拡大、特定健診の無料化、75歳以上の人間ドック助成、不妊治療費全額助成、地域おこし協力隊などの配置、八重小学校トイレの改修などです。しかし、賛成しがたい決算が含まれています。その1つは、同和関係の住宅新築資金貸付金返済が約4000万円も滞納があり、毎年数十万円もの債権を放棄し続けているにもかかわらず、有効な手だてもないまま推移しているからです。これは町民の貴重な財産であるため、今回も町で解決できないものであれば、議会に個人情報伏せの上で資料を提出し、一緒に解決に当たろうと提案しましたが、副町長は、協議する予定はないとの答弁でした。これでは町民に対し、議会の責任が果たせず、認めることはできません。2つ目は、マイナンバー制度を無批判に利用を拡大し続けているからです。この制度は、国民一人一人に生涯不変の番号をつけ、行政が持つ個人情報と関連づけて活用するものであり、今回の議会においても、行政手続の利用拡大の条例が提出されています。さらに公的機関だけでなく、民間企業等でも社員や取引先の共通番号の管理が始まり、今後、預金口座や特定健診の結果などにも利用範囲を広げる予定です。そのため、中小企業では負担増とセキュリティー対策に困惑が広がっています。そのような心配がある中で、全国的に漏えい事件も頻繁に起きています。にもかかわらず、この

制度を国の言いなりに利用拡大していることは認めることはできません。3つ目は、解放団体補助金です。この間、町は差別意識があるという理由で、この補助金を出し続けていますが、差別意識は希薄化しているのが実態であり、いわゆる啓発をやればやるほど同和問題を残してしまう結果となることは明らかなです。必要なら一般行政で行えばよく、即刻廃止すべきです。4つ目は、温水プールです。巨額の税金をつぎ込み建設し、昨年度3800万円もの指定管理料を出しているにもかかわらず、利用者は前年より1300人も減り、当初目標を大きく下回っています。また、健康づくりのためのセンタープールとして位置付けていますが、月1回の水中ウォーキングには、1年で延べ84人しか利用していません。これらは町民の税金が有効に活用されているとはとても言えません。以上の4点を主な理由とし、一般会計決算の認定に反対します。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（伊藤久幸） 次に賛成討論はありませんか。賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（伊藤久幸） 起立多数です。従って、議案第73号、平成28年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第74号 平成28年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（伊藤久幸） 日程第4、議案第74号、平成28年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。反対討論はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第74号、平成28年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。国民健康保険は、毎年約5%もの加入者が払うことができず、滞納額は5418万円にもなっています。その要因として、税務課長は、収入が少ないため、払いたくても生活が苦しくて払えない方が多く、収入があっても払わないという方は少ないとのことでした。にもかかわらず、お医者さんにかかれば、窓口で10割の医療費を払わなければならない資格証を8月1日付で、滞納者の4分の1、50世帯に発行しています。社会保障及び国民保険の向上を目的とし、住民の医療を保障するための制度である国保が逆に社会的弱者を医療から排除しているのです。こんな事態は一刻も放置できません。受診抑制となり、重篤、重症化で亡くなられる方が出るというようなことはあってはならないのです。そのため広島市は、かつて数千の資格証を発行していましたが、基本的には発行しないことにし、昨年6月は、3万6757件の滞納世帯のうち資格証発行は10件でした。県内市町を見ても北広島町は発行件数が多く、これを見直すつもりがないため決算に反対します。議員の皆さんのご賛同をお願いします。

○議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（伊藤久幸） 起立多数です。従って、議案第74号、平成28年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第75号 平成28年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（伊藤久幸） 日程第5、議案第75号、平成28年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。反対討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第75号、平成28年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第76号 平成28年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（伊藤久幸） 日程第6、議案第76号、平成28年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第76号、平成28年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第77号 平成28年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（伊藤久幸） 日程第7、議案第77号、平成28年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第77号、平成28年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第78号 平成28年度北広島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（伊藤久幸） 日程第8、議案第78号、平成28年度北広島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第78号、平成28年度北広島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第79号 平成28年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（伊藤久幸） 日程第9、議案第79号、平成28年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第79号、平成28年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第80号 平成28年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（伊藤久幸） 日程第10、議案第80号、平成28年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第80号、平成28年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第81号 平成28年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（伊藤久幸） 日程第11、議案第81号 平成28年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第81号、平成28年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第82号 平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（伊藤久幸） 日程第12、議案第82号、平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第82号、平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第83号 平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（伊藤久幸） 日程第13、議案第83号、平成28年度北広島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第83号、北広島町後期高齢者医療特別会計決算の認定について反対討論を行います。反対する理由は、1人平均1262円引き上げて、年6万7165円と高い保険料に値上げした決算だからです。そもそも後期高齢者医療制度は、後期高齢者の人口と医療給付費が増加すればするほど保険料の値上げに直結する仕組みとなっており、これから増え続ける75歳以上の高齢者を問答無用にこの制度に組み入れ、上がり続ける医療費を保険料で補う制度です。年金は上がらないのに保険料が上がったため、高齢者の生活はますます苦しくなり、重い保険料負担に悲鳴が上がっています。このような制度は一刻も早く廃止すべきであり、この予算に反対するものです。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わ

ります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

- 議長（伊藤久幸） 起立多数です。従って、議案第83号、平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第84号 平成28年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

- 議長（伊藤久幸） 日程第14、議案第84号、平成28年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は原案可決及び認定です。委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第84号、平成28年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、委員長の報告のとおり原案可決及び認定と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第85号 平成28年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定について

- 議長（伊藤久幸） 日程第15、議案第85号、平成28年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第85号、平成28年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定しました。2番、美濃議員。

- 2番（美濃孝二） 先ほどの後期高齢者医療特別会計の反対討論の中で、決算と言うべきところを予算と言っておりますので、訂正のほどお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第86号 北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（伊藤久幸） 日程第16、議案第86号、北広島町行政手続における特定の個人を識別す

るための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。2番、美濃議員。

- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第86号、北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。一般会計決算認定でも、マイナンバー制度について反対の理由を述べました。それに加えて、この制度は、行政にとっては事務量が増え、利用拡大のたびにシステム改修費用がかかり、漏えいの危険が常につきまとっているのです。また、住民にとっては行政手続の際、通知カードや個人カードを持ち歩かなくてはならず、紛失のための再発行件数も増えています。このようにマイナンバー制度は国を除いてメリットはほとんどなく、制度自体を即刻中止すべきであり、利用拡大するこの条例に反対します。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（伊藤久幸） 起立多数です。従って、議案第86号、北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第87号 北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 議長（伊藤久幸） 日程第17、議案第87号、北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第87号、北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第88号 財産の無償譲渡について

- 議長（伊藤久幸） 日程第18、議案第88号、財産の無償譲渡についてを議題とします。これ

より質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第88号、財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第91号 平成29年度北広島町一般会計補正予算（第3号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第19、議案第91号、平成29年度北広島町一般会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。2点伺います。歳出の26ページ、北広島町図書館運営費、この中の図書館大規模改修及び美術ギャラリー実施設計委託料529万円です。補正予算の資料では、9月に北広島町美術振興委員会で整備方針確認とあるが、いつ開かれたのか。また、美術ギャラリーへの変更は、地元大朝、新庄の皆さんは要望しておられるのか伺います。
- 議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村 豊） 美術振興委員会でございますが、8月に1回と、9月の5日に行っております。また、地域の方につきましては、地域協議会の中に説明をしているところでございます。
- 議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） この予算は実施設計ということですが、ギャラリーの整備工事はどれだけの予算がかかると想定しておられるか、伺います。もう1点、先ほど聞くのを忘れたんで、28ページ、保健体育管理運営事業、オリンピックのドミニカ事前合宿に関係する予算であります。230万円には7月の渡航費は入っているのか伺いますが、入っていてもいなくても幾らかかったのか。また、どのように処理したのか、伺います。
- 議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村 豊） まず、美術ギャラリーの整備ということでございますが、こちらにつきましては、まだ設計がされておられません。よって、金額のほうもはっきり分かっておりません。また続きまして、オリンピックの7月の招致活動につきましてです。7月につきましては、この予算の中には含まれておりません。予備費で対応しております。合計261万577円かかっております。
- 議長（伊藤久幸） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 町の美術振興委員会は8月と9月にやられたということですが、その中身で、先ほど住民の皆さんに地域協議会で説明もしたということですが、どのような要望が出されたのか。賛成が多かったのか、疑問が多かったのかを伺いたいと思います。それで報道によりますと、今言われたように2回やりましたけども、聞いて、委員会の意見を踏まえて決定すると、具体的には。ということですが、これは実施設計なんで、普通いえば、実施設計の前に概算の設計をやって予算を決めて、それで実施設計やっていくというふうにするのが通常ではないか

と思いますが、やはり大体どれぐらいかかるのかというのは全くないのでしょうか。伺います。ドミニカ事前合宿ですが、これは渡航費261万は、この中に含まれていないということですが、今後、職員の補充、増員はあるのか。また、先ほどの渡航費261万、今回の補正230万、この230万に入っていない経費、また本番の経費、また職員が増えるのであれば人件費を含めた全ての経費は幾らとを考えておられるか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） まず、図書館の地元での意見ということでございます。地域協議会の中でもさまざまな意見が出たところでもあります。新町建設計画の中では新しい美術館を建設するということもありました。そういった新しい美術館については建設ができないのかというような意見もあったように思います。ただし現在の北広島町の状況、それから地域の状況踏まえ、現在の図書館の中のほうがいいのではないかというふうにとまどったように思っております。続きまして、ドミニカ共和国の誘致についての職員の配置ということでございますが、現在、生涯学習課のほうもかなりの事業持っておりますので、そこに専門という形での増はないと思いますが、全てをあわせた形で増員ということもあります。それと全体の事業費でございますけど、現在、今回補正を出しております230万円、これはオリンピック委員会、それから柔道連盟、陸上連盟及び今回のドミニカ共和国から実際こちらに来ていただけるかどうか、このところにつきましては、覚書については交わしたところではありますが、協定書について、細かい内容についてのところを詰めていないところです。この4名の方を来ていただいて今後協定書を結ぶようになります。協定を結んだ段階で、後は選手の事前合宿の誘致を行うわけでございますが、その誘致につきましては協定書の内容、こちらが考えているような内容に沿うかどうかということ、金額のほうは変わってくると思います。その金額につきましては、まだ現在のところ分かっていない状況でございます。

○議長（伊藤久幸） 副町長。

○副町長（中原 健） オリンピック・パラリンピックに関して、職員のお話が出ましたので、私のほうから少しお答えをさせていただきます。今、生涯学習課長申しましたように、生涯学習課のほう非常にたくさんの事業を抱えておまして、さらにオリンピック・パラリンピックの関係が入ってくるというようなことがございますので、兼務的な位置付けになるかと思えますけれども、係の中に現在増員のほうを考えているところでございます。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。13番、伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 13番、伊藤淳です。先ほどの生涯学習課長の答弁の中で、委員会の地域協議会からの意見がまとまっているという答弁でしたが、私は、この委員会、第2回のほう傍聴させていただきました。地域協議会の中での意見は、そのようにまとまってなかったように記憶があるのですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 第2回の美術振興委員会でございますが、委員のメンバーの皆さんは、地域の代表の方、それから、あと美術ギャラリーに関する専門の方がいらっしゃいます。その中でのは、主には専門的な話、美術ギャラリーの中身をどのように建設するかということが主であったように思います。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。2番、美濃議員。

- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第91号、北広島町一般会計補正予算第3号について反対討論を行います。この補正予算に含まれる2つの予算に反対するものですが、1つは、北広島町図書館大規模改修及び美術館ギャラリー実施設計のための529万円です。この中の屋根の雨漏り対策や空調機器の更新、トイレの洋式化には賛成ですが、美術ギャラリー整備については、住民から要望する声が聞こえてきません。また、住民の皆さんに伺うと、もっと先にやってほしいことがたくさんあるとの意見でありました。今回の補正は、実施設計予算であり、途中で工事内容を変更することは難しいと考えます。整備工事の予算も分からず、住民からはっきりした要望があるかどうかとも明確でない事業は認めることはできません。2つ目は、オリンピック誘致委託料ほか230万円です。これはオリンピックドミニカ共和国選手団事前合宿誘致活動のための補正予算ですが、今後どれぐらいの予算がかかり、現在の職員でできるかどうか分からないということで質問しましたところ、増員があるということが言われました。特に町財政が厳しい中にもかかわらず、今回の豪雨災害復旧の補正予算が17億円も計上されていますが、それ以外にも災害が発生しており、一刻も早い復旧に町が全力で支援することが町民の切実な願いです。そのため、ドミニカ事前合宿は不要不急の事業であり、そのために使うお金があるなら、災害対策や町民の願い実現に回すべきと考えます。以上を理由として、この補正予算に反対します。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（伊藤久幸） 起立多数です。従って、議案第91号、平成29年度北広島町一般会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第92号 平成29年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第20、議案第92号、平成29年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第92号、平成29年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第93号 平成29年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第21、議案第93号、平成29年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認め

ます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第93号、平成29年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第94号 平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（伊藤久幸） 日程第22、議案第94号、平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第94号、平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第95号 平成29年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（伊藤久幸） 日程第23、議案第95号、平成29年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第95号、平成29年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第96号 平成29年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（伊藤久幸） 日程第24、議案第96号、平成29年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第96号、平成29年度北広島町電気事業特別

会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。暫時休憩します。11時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 58分 休憩

午前 11時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第97号 平成29年度北広島町診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（伊藤久幸） 日程第25、議案第97号、平成29年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第97号、平成29年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第98号 平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（伊藤久幸） 日程第26、議案第98号、平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第98号、平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第99号 平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（伊藤久幸） 日程第27、議案第99号、平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第99号、平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第100号 平成29年度北広島町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（伊藤久幸） 日程第28、議案第100号、平成29年度北広島町水道事業会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第100号、平成29年度北広島町水道事業会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第101号 平成29年度北広島町豊平病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（伊藤久幸） 日程第29、議案第101号、平成29年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第101号、平成29年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 請願、陳情等の常任委員会審査報告

○議長（伊藤久幸） 日程第30、請願、陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で各常任委員会の審査の付託を行っております。請願、陳情等の審査の結果報告を求めます。総務常任委員会、中田委員長。

○総務常任委員長（中田節雄） 総務常任委員会のほうから、委員会の審査報告をいたします。9月8日、本会議において、本委員会へ付託された次の案件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。陳情第26号、核兵器禁止条約、に署名、調印を求める意見書の提出について、審査の結果は、採択であります。理由として、恒久平和を願い、核兵器廃絶を求めるということから、採択といたします。ただし、意見書については、平成29年6月定例会において、同趣旨のものを既に提出しているので、今回は提出いたしません。以上、報告いたします。

○議長（伊藤久幸） 産業建設常任委員会、宮本委員長。

○産業建設常任委員長（宮本裕之） 平成29年9月27日、北広島町議会議長伊藤久幸様。産業建設常任委員会委員長宮本裕之。委員会審査報告。9月8日、本会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。事件の番号、陳情第24号、件名、平成29年度北広島町行政施策に対する要望書。審査の結果は、採択です。理由として、町内建設事業者は、道路除雪をはじめ道路維持や災害復旧など、地域の安全・安心を守る重要な役割を果たしております。町内での資金循環を促すことが町内建設事業者を元気にし、地域の安全・安心を確保、維持することにつながるため採択といたしました。議員皆様のご理解をよろしく申し上げます。

○議長（伊藤久幸） 以上で、常任委員会の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 陳情審査 陳情第24号 平成29年度北広島町行政施策に対する要望書

○議長（伊藤久幸） 日程第31、陳情審査を行います。陳情第24号、平成29年度北広島町行政施策に対する要望書を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第24号、平成29年度北広島町行政施策に対する要望書を採決します。本件について産業建設常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 陳情審査 陳情第26号 「核兵器禁止条約」に署名・調印を求める意見書の提出について

○議長（伊藤久幸） 日程第32、陳情審査を行います。陳情第26号、核兵器禁止条約、に署名・調印を求める意見書の提出についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第

26号、核兵器禁止条約、に署名・調印を求める意見書の提出についてを採決します。本件について産業建設常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）

○議長（伊藤久幸） 挙手多数です。従って、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第33 発議第13号 北広島町議会議員貸与品貸与規則

○議長（伊藤久幸） 日程第33、発議第13号、北広島町議会議員貸与品貸与規則を議題とします。本案について趣旨説明を求めます。14番、中田議員。

○14番（中田節雄） 発議第13号、平成29年9月27日、北広島町議会議長伊藤久幸様。提出者、北広島町議会議員中田節雄、賛成者、北広島町議会議員森脇誠悟、同亀岡純一、同梅尾泰文、同服部泰征。北広島町議会議員貸与品貸与規則。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。北広島町議会議員貸与品貸与規則。趣旨、第1条、北広島町議会議員、以下、議員、という、に対する被服、用品等、以下、貸与品、という、の貸与については、この規則に定めるところによる。貸与品、第2条、議員に貸与する貸与品の品名及び貸与員数は、別表のとおりとする。貸与始期、第3条、貸与品は、次に掲げるとき貸与するものとする。（1）議員として就任したとき。（2）損傷または紛失し、議会議長、以下、議長、という、が、再貸与を必要と認めたとき。2、議員は、前項各号により貸与された貸与品が引き続き使用することができるときは、貸与年度に関係なく当該貸与品を使用しなければならない。返納、第4条、議員が離職したときは、当該年度に貸与された貸与品を議会事務局長に返納しなければならない。ただし、死亡による離職については、その遺族により返納するものとする。貸与品の使用、保管及び管理、第5条、議員は、貸与品を適切に使用、保管及び管理しなければならない。2、議員は、常に貸与品を大切にし、保管の責めに任ずるとともに、清潔を旨とし、議員としての品位を保持することに努めなければならない。3、議員は、貸与を受けた貸与品を損傷し、または亡失したときは速やかにその理由、または状況を議長に届け出なければならない。なお、その様式は、議長が別に定めるものとする。4、議長は、前項により提出された貸与品損傷、亡失届を審査し、その損傷または亡失が公務上または天災等によるやむを得ないものと認めたときは再貸与するものとする。なお、前項以外の理由については、実費を徴収して再貸与するものとする。5、議員は、貸与品を議員以外の者に貸与または譲渡してはならない。6、議会事務局長は、議員に貸与した貸与品の品名及び員数が明らかにできる台帳を備え、貸与の都度整理しなければならない。なお、その様式は議長が別に定めるものとする。補修、第6条、貸与品の補修は、被貸与者の負担とする。補則、第7条、この規則に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。附則、この規則は平成29年10月1日から施行する。別表第2条関係、議員貸与品、品名、夏作業服上下、貸与数1着。品名、安全帽、ヘルメット、貸与数1個。趣旨であります。議会活動において災害現場の視察や現地調査等を行う必要があり、現地において、北広島町議会議員としての活動であることを示す必要最低限度の被服及び用品を貸与するために規則を定めるもの

であります。以上、報告します。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長（伊藤久幸） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、発議第13号、北広島町議会議員貸与品貸与規則は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 発議第14号 米朝軍事衝突を回避するために日本政府として国際社会の主導的役割を果たすことを求める意見書の提出について

- 議長（伊藤久幸） 日程第34、発議第14号、米朝軍事衝突を回避するために日本政府として国際社会の主導的役割を果たすことを求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 議会事務局長（松浦 誠） 米朝軍事衝突を回避するために日本政府として国際社会の主導的役割を果たすことを求める意見書案。北朝鮮によるミサイル発射が相次いでいます。8月9日、北朝鮮は、米領グアム周辺への中距離弾道ミサイル、火星12、の包囲射撃計画について4発を同時にグアム沖30キロから40キロの海上に打ち込む計画案を検討していることを表明しました。実施されれば、島根、広島、高知県上空を通過すると日本の地名を上げ、計画の詳細も伝えられました。これに対し、米国のトランプ大統領は、軍事攻撃による報復を示唆した上で、北朝鮮による先制攻撃の可能性についても実行の可能性に含みを持たせるなど、威嚇の応酬が続いており、朝鮮半島情勢が一段と緊迫の度合いを増しています。こうした中で、北朝鮮は8月29日、9月15日には、北海道の上空を通過する弾道ミサイルを発射、9月3日には6回目のICBM搭載用の水爆実験をするなど、今後もさらなる軍事的威嚇が懸念されます。仮に米国が軍事攻撃を行って戦争状態になった場合は、我々の想像を超える悲惨な光景が広がること、その後の世界に重大な影響を及ぼすことが大いに懸念されます。過去の歴史は、対立が暴力では解決できないばかりか、暴力は、さらなる暴力を生むという悪循環に陥ることを証明しています。当議会は、住民の生命と財産を守る観点から、米国、北朝鮮双方が軍事衝突することがないように、強く求めます。恒久平和を願う日本政府が国際社会の主導的役割を果たし、米国、韓国をはじめ中国、ロシア等関係各国と緊密に連携して、北朝鮮に核実験と弾道ミサイルの発射を断念させるべく、実効性のある措置を講じること。さらに米国が先制攻撃しないよう働きかけることを強く要望します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成29年9月27日。広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣。
- 議長（伊藤久幸） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。4番、湊議員。
- 4番（湊 俊文） 4番、湊俊文でございます。趣旨説明を行います。北朝鮮の情勢が刻々と変

化する中、北朝鮮は、ミサイルを発射、水爆実験をも実施、9月15日には、再度中距離弾道弾ミサイルを北海道上空に向けて発射しました。また、先日、北朝鮮の外相が太平洋で水爆実験を行うと報じ、日本の安全を脅かす暴挙を続けております。現在の北朝鮮危機は、世界情勢は違えどかつてのキューバ危機をほうふつさせる様相となっております。北朝鮮は、先般、中距離弾道ミサイル4発を米国領グアム周辺を標的として発射し、その際、広島県上空を通過すると報じ、地理的にも広島県西部、北広島町上空も通過することが判明、米国政府は対抗措置を表明し、一触即発の北朝鮮危機が目前に迫っております。この状況下で、トランプ大統領に対して、金正恩委員長との威嚇応酬をやめさせ、最悪の選択肢である米国の北朝鮮への先制攻撃を自粛させることができるのは日米同盟の固い絆のもと、恒久平和を願う日本政府であります。日本政府は、さらに韓国政府を巻き込み、日本、韓国両国で米国、北朝鮮の軍事衝突を回避させる。そして、中国、ロシアとも緊密に連携し、北朝鮮に対しては北京大使館外交ルートで、さらなるミサイル発射、水爆実験を自粛するように国際社会の主導的役割を果たし、北広島町民、広島県民、日本国民の安全・安心を守るよう、強く日本政府に要請するものであります。よって、北広島町議会は、議員発議として日本政府へ米朝軍事衝突を回避するために日本政府として、国際社会の主導的役割を果たすことを求める意見書を提出します。議員各位の賛同を求めます。

○議長（伊藤久幸） 暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 37分 休憩

午前 11時 38分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。湊議員。

○4番（湊 俊文） 失礼いたしました。順序が間違っていました。発議第14号、平成29年9月27日。北広島町議会議長伊藤久幸様。提出者、北広島町議会議員湊俊文。賛成者、北広島町議会議員宮本裕之、同北広島町議会議員亀岡純一、同北広島町議会議員室坂光治。米朝軍事衝突を回避するために日本政府として国際社会の主導的役割を果たすことを求める意見書の提出でございます。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

○議長（伊藤久幸） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、発議第14号、米朝軍事衝突を回避するために日本政府として国際社会の主導的役割を果たすことを求める意見書の提出については、原案のとおり

り可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 発議第15号 農業者戸別所得補償の復活を求める意見書の提出について

- 議長（伊藤久幸） 日程第35、発議第15号、農業者戸別所得補償の復活を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 議会事務局長（松浦 誠） 農業者戸別所得補償の復活を求める意見書案。米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家がこれではつくり続けられないという状況が生まれています。また、安い米の定着によって、生産者だけでなく、米の流通業者の経営も立ちいかない状況となっています。こうした中で、政府は、農地を集積し、大規模、効率化を図ろうとしています。この米価では、規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。平成22年度に始まった農業者戸別所得補償制度は、米の生産数量目標を達成した販売農家に対し、生産に対する費用、全国平均、と販売価格、全国平均、との差額を基本に交付する直接支払（10アール当たり1万5000円）が行われ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。平成25年度からは経営所得安定対策に切りかわり、米については、26年産から10アール当たり7500円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域が一層疲弊しています。しかも、この制度も平成30年産米から廃止されようとしています。これでは稲作経営が成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことは明らかです。私たちは、これこそ欧米には当たり前となっている経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、当面、生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。ついては、下記の事項について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。記、1、農業者戸別所得補償制度を復活させること。平成29年9月27日、広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。
- 議長（伊藤久幸） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。発議第15号、平成29年9月27日。北広島町議会議長伊藤久幸様。提出者、北広島町議会議員美濃孝二。賛成者、北広島町議会議員浜田芳晴、同真倉和之、同湊俊文、同宮本裕之。農業者戸別所得補償の復活を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨、稲作農家の再生産と農村を支えていた農業者戸別所得補償制度が26年産米から10アール当たり7500円の交付金へと引き下げられ、さらに平成30年産米から廃止されるようとしています。そのため、北広島町の稲作農家や法人などは、今後の経営への展望を失い、稲作を諦める農家も生まれようとしています。そうなれば水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことは明らかです。そのため生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活するよう要請するものであります。議員各位のご賛同をお願いします。

- 議長（伊藤久幸） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、発議第15号、農業者戸別所得補償の復活を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 発議第16号 日本政府に「核兵器禁止条約」への署名を求める意見書の提出について

- 議長（伊藤久幸） 日程第36、発議第16号、日本政府に、核兵器禁止条約、への署名を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 議会事務局長（松浦 誠） 日本政府に、核兵器禁止条約、への署名を求める意見書案。去る7月7日、国連で、核兵器禁止条約、が122カ国の賛成で採決された。これは核兵器を法的に禁止し、違法化する画期的なことであり、これまで被爆者の強い願いであった核兵器廃絶へ向けて大きな前進である。また、条文には、長年、核兵器廃絶のため運動を続けてきた被爆者に最大の敬意を表し、被爆者の文言が2カ所も入るといふ本当に歴史的な条約である。広島市に隣接する北広島町の住民の中には、被爆者やその親族が大勢おり、改めて、この条約を歓迎し、一日も早い発効を願うものである。しかし残念ながら、唯一の戦争被爆国である日本政府は、この条約を話し合う二度の会議に参加しておらず、世界中が失望した。また、広島、長崎の平和祈念式典に参列した安倍総理大臣は、記者会見で、署名、調印しないと述べ、被爆者や市民から大きな落胆と怒りの声が上がった。9月20日から各国政府による核兵器禁止条約への署名が国連本部で始まったが、初日だけで50カ国が署名した。については日本政府が被爆者と多くの市民の願いである核兵器廃絶に向けて、この核兵器禁止条約に署名、調印し、廃絶へ強いリーダーシップをとるよう、強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年9月27日。広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、外務大臣。
- 議長（伊藤久幸） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。発議第16号、平成29年9月27日。北広島町議会議長伊藤久幸様。提出者、北広島町議会議員美濃孝二、賛成者、北広島町議会議員梅尾泰文。日本政府に、核兵器禁止条約、への署名を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会議規則第14条の規定により提出します。趣旨、核兵器を法的に禁止する核兵器禁止条約が国連で採択された。この条約に世界中の国が署名することは、被爆者の長年の願いであった核兵器廃絶へ向けて大きな前進となるものである。それはまた北朝鮮の核開発やミサイル発射を止める大きな力にもなると考える。そのため、唯一の被爆国である日本政府に一日も早く署名するよう意見書を求めるものである。議員各位のご賛同をお願いします。

- 議長（伊藤久幸） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（伊藤久幸） 起立多数です。従って、発議第16号、日本政府に、核兵器禁止条約、への署名を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第37 閉会中の継続審査の申し出について

- 議長（伊藤久幸） 日程第37、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。お手元に配布したとおり、文教厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長より閉会中の継続審査の申し出が提出されております。お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） 異議なしと認めます。従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。以上で、本日の日程を全部終了しました。会議を閉じます。ここで町長から発言の申し出がありますので、発言を許します。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 平成29年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。9月8日の開会から本日まで20日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、議論、審議のもと、提案をいたしました全ての議案につきましてご承認いただき、まことにありがとうございました。厳しい財政状況ではございますが、ご承認をいただきました事業を着実に実行することはもとより、第2次長期総合計画の目指す将来像、新たな感動、活力をつくる北広島町、を実現するため、知恵と工夫で、施策、事業の遂行に邁進してまいります。今後とも町行政の運営につきまして、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。議員、町民の皆様には、ご自愛をいただき、より一層のご健勝を祈念申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。
- 議長（伊藤久幸） 閉会に当たり、一言申し上げます。平成29年9月定例議会は9月8日から9月27日まで20日間の会期であり、平成28年度決算の認定、補正予算ほか多くの提出議案について、決算審査特別委員会、また本会議において慎重審議され、全議案が議了いたしました。また、一般質問においては14人の議員がそれぞれの視点から質問され、充実したものとなりました。行政におかれましては、決算審査特別委員会での質疑、一般質問等に開陳された議員の意見、要望事項等を町政、また来年度予算に反映していただくよう要望しておきます。国政においては、28日、衆議院解散、10月10日公示、10月22日投票日の予定となっております。また、東アジア情勢はますます緊迫の度を増しているように思います。日本の平和を脅かす国は断じて許せません。北広島町議会としても国へのより一層の平和維持への打開策を働きかけてまいります。秋も急速に深まります。議員の皆様にはお体をご自愛の上、議員活動に精励いただきますようお願い申し上げます。以上で、平成29年第3回北広島町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 58分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北広島町議会議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員